

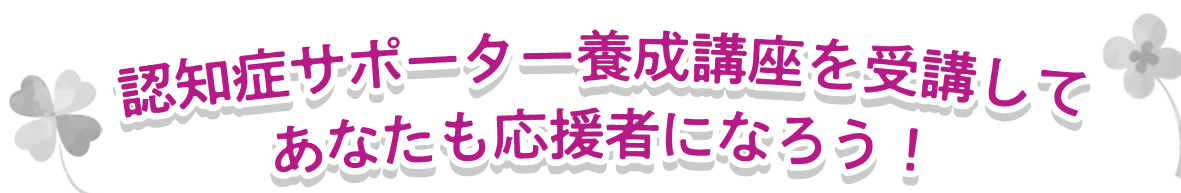
令和6年1月1日に「認知症基本法」が施行されました。

急速な高齢化の進展に伴い認知症である人が増加している現状等に鑑み、認知症の予防等を推進しながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図るため、施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための法律」が施行されました。

豊山町の認知症支援の取り組み

豊山町では、認知症の人やその家族の視点を大切にして、認知症になっても、ならなくても誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めています。

- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ オレンジカフェ
- ・ おかえりネット（認知症徘徊高齢者等SOSネットワーク事業）
- ・ わんわんパトロール隊
- ・ 認知症高齢者等個人賠償責任保険
- ・ 位置情報検索システム（GPS）の利用補助



認知症サポーターとは認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として自分のできる範囲で活動します。自分自身の問題と認識し、友人や家族に学んだ知識を伝えること、認知症の人やその家族の気持ちを理解しようと努めることもサポーターの活動です。

講座は定期的 to開催しております。

次回は、2月5日（月）午前10時から午前11時まで

認知症は早期に発見し、適切な治療を行うことで、症状を抑えたり、
進行を遅らせることができます。

認知症を疑うような行動や体調の変化に気づいたら、
かかりつけ医や、地域包括支援センターなどへ早めに相談しましょう。

特集に関する問合せ

地域包括支援センターあおぞら ☎ 28・0932